

「技能職員の勤務労働条件について」  
(市従港湾支部 本交渉（申し入れ）議事録）

日時：令和3年5月27日（木） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

副支部長、書記長、調査部長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、福祉対策担当部長

（局）

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件について」の交渉を始めてまいります。
- ・ はじめに、今年4月に当局総務部長が代わっておりますので、総務部長から自己紹介をさせていただきます。  
～総務部長 自己紹介～

（市従）

- ・ 本日の申し入れについて、支部長が体調不良のため欠席させていただいておりますので、まずは報告させていただく。

（局）

- ・ それでは、組合側からの申し入れをお受けいたします。

（市従）

～要求書の提示、読み上げ～

（局）

- ・ ただいま副支部長から、「技能職員の勤務労働条件について」の交渉申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたし、また、書記長から内容の説明をいただいたところでございます。この要求書につきまして、5月13日の予備交渉におきまして交渉事項に該当するものと整理させていただいた6点目から9点目については、改めて回答させていただきますが、現時点での当局の考え方を示させていただきます。
- ・ まず、申し入れの6点目にありました、感染防止対策についてですが、手洗いやうがい  
の徹底、出来る限り3つの密（密閉、密接、密集）を減らすといった、職員への注意喚起や意識啓発につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、各事務所内での換気や湿度管理などについてでございますが、事務所衛生基準規則に基づいた職場環境の整備に努める必要は認識してございます。各職場の現状確認もあわせて行いたいと考えてございます。

なお、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合は、その時々状況に応じた柔軟な対応を図らせていただきますとともに、正確な情報収集及び共有化につきましても積極的に行うことで、職員、市民・利用者の方々の安全確保を図ってまいりたいと考えてございます。

- ・ 7点目にございました、労働安全衛生に関する事項についてですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があることを認識してございます。また、職員が安心して職務に専念できるよう、職場の危険因子及び健康障害を排除するなどの防止策を講じなければならないことも認識してございます。
- ・ 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめとする各職場における安全衛生委員会を設置してございます。各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載してございます。また、各職場の安全衛生担当の係長級及びスタッフ担当を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関するさらなる情報共有を図ってございます。このほか、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習、各種ハラスメントに関する講習を実施してございます。
- ・ なお、熱中症予防講座につきましては、当初は5月上旬にセミナーとしての集合研修での開催で関係先と調整を進めておりましたが、4月に入り、まん延防止等重点措置が大阪府に適用されたことや、緊急事態宣言が発出された関係で、研修方式の変更も含め、開催時期の再調整を行っているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
- ・ このような取り組みを続け、また、その他様々な方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えてございます。
- ・ 災害時の対応につきましては、人事室が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」を参考に、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう十分留意してまいりたいと考えており、勤務労働条件の変更にかかる交渉事案が生じます場合には、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実に協議してまいりたいと考えてございます。
- ・ リスクアセスメントにつきましては、労働災害の発生を未然に防ぐ手法として有用であることから、昨年9月に、現業職場を対象としたリスクアセスメント講習会を実施いたしました。現在においては、各職場においてリスクアセスメントが実施されている状況でございます。今後も、リスクアセスメントを継続的に実施することで、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ・ 8点目の、業務を行うにあたり必要となる特殊健康診断、免許・資格等の取得・受講につきましては、まずは情報の把握が第一であると考えてございます。具体的には、本市の労働安全コンサルタントや他局の担当者との情報交換や、各労災防止協会等から送られてくる冊子等で法律等の改正状況を把握しているところでございます。局と、実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講等について、遺漏のないように対応してまいりたいと考えてございます。
- ・ また、職員の免許・資格の取得状況につきまして、現状では、令和2年1月から稼働している総務事務システムでは資格等管理機能が搭載されたことから、新たに取得する資格等は、各職員がシステム上で自己申請し、職員人材開発センターにて認定・登録を行うこととなっておりますが、採用前の免許や資格については自己申請が出来ない仕様と聞いており、状況に応じた柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。
- ・ 9点目の被服制度につきましては、作業環境上や労働安全衛生上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、人事室から貸与されているものであり、制度そのものにつきましては、人事室と市従本部との交渉事項とされてございます。しかしながら、作業実態に応じ、局全体の共通課題が認められる場合は、人事室への働きかけを行うとともに、保護具等につきましても局独自の作業環境によりますので、職場及び局の安全衛生委員会でその必要性を議論してまいりたいと考えてございます。
- ・ 以上、現時点での回答でございます。よろしく申し上げます。

(局)

- ・ ただいまの現時点での回答に対し、何かご意見があれば、お受けいたします。

(市従)

- ・ 6点目の感染症予防対策について、1号職員だけでなく2号職員も事務所内での業務機会が増えているのが現状であり、事務所内の環境整備は我々にとって重要な課題となっている。先程、事務所内の換気・湿度管理などの環境整備については認識していることと、各職場の現状確認も行っていくとの回答があったが、具体的にどんな確認をして、どのような対応をしていくのか示されたい。  
また、昨今の新型コロナウイルス感染症予防に有効とされている湿度管理などは積極的に取り組んでいただきたい。  
さらに、現在、在宅勤務を実施している職員も多数いる。各職員の自宅は事業主の管理が及ばない場所であり、事業主が直接的な措置を講じることができないことは理解しているが、在宅勤務中の職員に対し、少なくとも空調・温湿度・換気について労働安全衛生規則が定める衛生基準を満たせるよう、各職員に対して周知していただきたい。
- ・ 次に、熱中症対策の予防講座について、現時点で開催時期の再調整を行っていることは理解しているが、本格的な暑い季節が来る前に、昨年同様に資料を事前に配布するなどの早期の対応をお願いする。特に今年度は7人の新規採用者がおり、安全衛生に関する各種の研修や講習についても迅速かつ丁寧な対応をお願いする。

先程の回答では、熱中症対策と感染症対策を別けて回答していたが、現場作業においてはそれぞれがリンクして行われなければならない。医療体制が逼迫している状況で、局として熱中症対策と感染症対策の関連性についてどのように考えているのかお聞かせ願いたい。

(局)

- まず、感染症対策についてですが、具体的に挙げていただいた事務所内の換気と湿度は季節にも大きく影響されるものであり、確認方法については、どの時季に実施するのが最も適切であるのか検討し、その後の対処法も併せて改めて回答させていただきたいと考えております。

テレワーク時の自宅の環境について、緊急事態宣言の延長も予想される中、テレワークも引き続き取り組みが進められると思われまます。そのような中で、ご指摘、ご要望いただきました、自宅も労働安全衛生法上の衛生基準の対象となるのかということも含めて整理のうえ、改めて回答させていただきたいと考えております。

- 次に、熱中症対策ですが、熱中症講座につきましては、ご意見いただきましたとおり時期を逸するのが一番良くないものと認識しております。現在、開催時期の再調整を行っているところですが、早期の実施は勿論のことながら、緊急事態宣言の延長も見据えまして、昨年度と同様のテキストの事前配布などの対応も視野に入れながら、熱中症予防につながるような対策を行ってまいりたいと考えてございます。

また、今年度の新規採用者7名について、まっさらな状態であることから研修・講習は柔軟に対応し、新規採用者を含めた職員一人ひとりが安全に対して意識向上することで公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えており、安全衛生に関する各種の研修や講習についても適切な時期に開催してまいりたいと考えてございます。

- 感染症予防対策と熱中症対策の関係につきましては、昨年度の同時期に今回と同様のご意見をいただいているかと思いますが、感染予防対策を行いながら熱中症予防にも取り組む必要があることは認識してございます。昨年5月に厚生労働省から示された「熱中症予防対策」では「暑さを避ける」、「適宜マスクを外す」、「こまめに水分補給を行う」など、日頃から健康管理を行い、暑さに備えた身体づくりを心掛ける、とあり、今年度はまだ更新されていないと思われまますが、これからも厚生労働省のホームページを逐次確認した上で、HUMANなどの媒体や課長会などの機会を利用し、効果的に情報発信を行ってまいりたいと考えてございます。コロナ感染予防と熱中症予防のどちらにも偏らず、バランスを取りながら予防行動が出来るように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(市従)

- 7点目のリスクアセスメントに加えての要望となるが、器具機材・保護具などについては、職員の高齢化に伴って年々必要性を増していると感じている。

現在、国家公務員の定年延長について議論されているが、今後の我々にとっても影響が

ある課題であり、更に高齢化が進むことになる。局としてこれまでも様々な対応をしていただいているが、引き続き柔軟な対応をお願いする。

(局)

- ・ 定年退職の延長につきましては、情報収集を行いながら、職員の高齢化に応じた柔軟な対応は引き続き検討し、労働災害が発生しないための策と一緒に連携しながら講じてまいりたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

(市従)

- ・ 8点目の免許・資格の申請について、何点か確認及び要望を行いたい。  
まず、先ほどの回答の中で、総務事務システムへの申請に関して、採用前の免許や資格はシステム上自己申告が出来ない仕様ということだが、これは今年度の新規採用者の分の申請は局で代理申請を行うという理解でよいか。  
また、局で代理申請を行った場合、総務事務システムにはどのくらいで反映されるのか。加えて、今後取得する資格等は、各職員がシステム上で自己申請するとされているが、該当する資格・免許を選択するタグがシステム上に存在しない等、申請者にとって不都合な事案が発生することも考えられる。その際の対処法として、申請者自身が総務事務センターに直接質問する以外に、局人事担当で代理申請を行うなど、柔軟な対応を求めておきたい。

(局)

- ・ 今年度の再任用も含めた新規採用者が採用前に取得した免許や資格の総務事務システムへの申請は、総務課において代理申請することで考えてございます。システムに反映される時期については、回答時に改めてお答えさせていただきます。また、今後、自己申請時に疑義が発生した際の対処法についても回答時にあわせてお答えさせていただきますと考えてございますので、よろしく申し上げます。

(市従)

- ・ 被服について、安全衛生用品として15年以上、局から「靴下」「手袋」「脚絆」「腕カバー」の4品目を支給されており、内、「靴下」については数年前に耐久性のある素材に変更していただき、感謝しているところである。  
この4品目について、局からは年1回必要数の調査があるが、最近の傾向として、「脚絆」と「腕カバー」は辞退する職員が多いと感じている。このような状況を踏まえていただき、在庫・使用頻度・作業実態など現在の職場の実情にあわせた一人あたりの支給数の調査を改めてお願いする。また、作業環境の変化などによる素材の変更、例えば「手袋」を軍手から革手袋に変更するなどの見直しについても、局主体で再度調査を行い、予算措置も含め柔軟な対応をお願いする。

(局)

- ・ 今年度の安全衛生用品 4 品目の購入手配前の数量調査につきましては、局から各職場に  
従来どおり調査することで考えてございます。先ほど、作業実態、ニーズに沿ったもの  
への変更に関するご意見をいただきましたが、職場から一人あたり支給数の見直しに関  
する要望であったり、職場の環境や業務内容を精査したうえでより作業実態に即するも  
のと認められる場合につきましては、予算措置も含め、柔軟に対応したいと考えており  
ますので、よろしく申し上げます。

(市従)

- ・ 申入れの 7 点目の回答の中で、「人事室が作成する災害時における職員の健康管理マニ  
ュアルを参考に」とあったが、有事の際には、より実効性のある防災体制・災害体制と  
いうものが必要になる。以前にも申し入れているが、2018 年の台風 21 号の際には出動  
できる職員が集中して業務にあたり、土日に休養を取って、また月曜から集中して業務  
をこなしていたのが実情である。台風の時期なので暑さも加わり、体力が持たないとい  
ったこともあった。土日などの勤務や、スライド勤務などを柔軟に取り入れ、職員が無  
理することなく、まんべんなく出勤出来るような災害時の体制を構築しておかなけれ  
ば、職員の健康保持が出来なくなるので、各職場に災害時に応じて、短期・中期・長期  
で対応できる体制が組めるよう指示を出しておくのも有効ではないかと考える。各職  
場の所属長や技能統括主任など現場の意見も取り入れた、より実効性のある局独自の  
防災体制・災害体制をお願いしたい。
  - ・ 次に、現業統一闘争とはいえ、2005 年以前は市職と共に局に対して申し入れを行って  
いた経過がある。とりわけ、安全衛生に関わる部分については 1 号職員、3 号職員にも  
適応されるような内容で、大阪港湾局職員全員が、安全・健康に留意できるような回答  
をまずは求めておく。
  - ・ コロナ禍でテレワークを行う職員が多くなっている中、請負業務に携わっている 1 号職  
員が自宅で業者との対応を求められるケースも考えられるので、業務用携帯電話など  
の貸与も考えていただきたい。
  - ・ 熱中症の対策と感染症の関連性について先ほど執行委員から質問させていただいたが、  
課長の答弁の中で「昨年もあった質問だ」と述べ、また、「厚労省のホームページでは  
去年の回答時から更新されていない」とあった。局職員は勤務時間内に我々が納得する  
ような回答を作られているかと思うが、我々は時間外に各職場の組合員の様々な意見  
を集めながら、みんながよくなるような形での申入書を作成しているので、そこは真摯  
に受け止めていただき、回答については更新いただきたい。
  - ・ 最後に、事務所規則の関係について、最終的には局から各所属に命令として伝わって  
いくものと思われるが、内容を理解していないのに命令だけ聞き、見当違いな行動をする  
所属が出てきてしまう。各所属がしっかり意図を認識し、正しい行動に移せるような伝  
え方をするよう求めておきたい。
- 以上、若干の質問と意見を述べたので、回答時にこれを踏まえてよろしく願います。

(局)

- いただいたご意見につきましては、回答時に改めてお答えさせていただきます。

(市従)

- 執行部から何点か質問、意見させていただきました。現時点での回答をいただいたところであるが、これらの課題については6月9日の回答までに事務折衝を進めていただきながら、より良い職場環境を目指していけるような形に持っていきたいと考えているのでよろしく願います。

ただ、熱中症の関係については、すでに梅雨に入り、暑さも増していることから、資料を配布するなど何らかの動きを見せて、職員に刺激を与えることで局としても常に職員の健康を気にしているという姿を示していただきたい。

- これから回答日まで2週間ほどであるが積極的に話をしていきたいと考えているので、本日についてはこれで終わりという形にしたい。

(局)

- 最後に総務部長よりご挨拶を申し上げます。

(局)

- 本日は、「技能職員にかかる勤務労働条件について」の申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。

技能職員の皆様には、本市における港湾行政サービスの担い手として大変重要な役割を果たしていただいているところであり、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、大阪府域で緊急事態宣言が発令されている中、不特定の人との接触が避けられない給水業務をはじめ、港湾事業に欠かすことができない業務を日常的に携わっていただいております。誠にありがとうございます。

この度申入れのございました事項についてですが、皆様方が働きやすい職場環境づくりを進めることは私達の責務であり、職員の皆様が、心身ともに健康かつ安全に仕事に集中できる職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

今後におきましても、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が発生した場合には、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日お受けいたしました申し入れのうち、交渉事項に該当するものにつきましては、後日改めて正式に回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

(局)

- 回答の本交渉につきましては、6月9日(水)17時からATCビルITM棟10階大阪港湾

局第1会議室で行いたいと考えてございます。

- ・ 出席者につきましては、局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局で考えてございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人数を変更する可能性もございますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

(市従)

- ・ 回答日当日は支部長以下全執行委員9人の出席で考えているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点で、人数を変更することがあり得るので、その点は理解を求めておく。

(局)

- ・ 以上をもちまして、本日の交渉については終了します。